

選挙運動費用の公費負担制度について

■選挙運動（告示日から選挙期日の前日まで）費用の公費負担制度とは

資産の多少にかかわらず立候補や選挙運動の機会を育てるようするため、一定の範囲で国や地方公共団体が立候補者の選挙運動費用の一部を公費で負担する制度です。

■公費負担について（条例による制度）

一定の金額を限度として、選挙運動の自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成を公費（無料）で行うことができます。

ただし、供託物没収点（有効投票総数の10分の1）に達する投票を得られないと公費負担は受けられません。

費用は、候補者に支払われるのではなく、あらかじめ候補者と契約した業者等を候補者が選挙管理委員会に届出し、当該契約業者等が町へ請求する仕組みになっています。

1 届出等の手続

公費負担の適用を受けようとする候補者が、委員会にその旨の届出をするときには、次の点に留意してください。

(1) 有償契約であること

公費負担の適用は、有償契約である場合に限り、無償契約の場合は対象となりません。

(2) 契約書を作成すること

(1)の契約をしたときは、当該契約に関する書類（以下「契約書等」という。）を作成してください。契約書等は、次の(3)で述べるとおり、公費負担に関する届出のとき添付書類としてその写しが必要となります。

なお、添付する契約書等の写しは、必ずしも契約書という名称を有する書類の写しとは限りませんが、有償契約である以上、契約の内容において候補者の申込等の意思と当該契約の相手方である業者等（以下「業者等」という。）の承諾の意思及び契約の当事者、契約期間（借入期間、雇用期間）、契約数（燃料供給量、印刷枚数）並びに契約金額等が明らかにされている書面の写しでなければなりません。

(3) 委員会に届け出ること

業者等と有償契約を締結したときは、直ちに、その旨を定められた様式により文書で委員会に提出してください。この場合、(2)で述べた契約書等の写し及び後述する確認申請書を添付してください。

なお、同種の契約であっても異なる業者等と契約した場合は、異なる業者等別に届出をすることになっていますので、同種の契約をするときは、同一業者等と契約するのが便利です。

また、届出は、立候補届出前に契約したときは立候補届出後直ちに、立候補届出後

に契約したときは契約締結後直ちに行ってください。

(4) 契約する業者等に制限があること

公費負担の対象となる業者等には制限がありますので、後述する各項を参照のうえ、業者等の選定をしてください。

(5) 届出等の様式が定まっていること

候補者が委員会及び業者等に提出する各種書類並びに業者等が町に提出する支払の請求書等は、すべて様式が定められています。後述する各項の説明に従って、できるだけ委員会が作成交付した用紙を使用してください。

2 支払方法等

支払方法等については、次のことに留意してください。

(1) 供託物が没収となったときは対象から除かれること

公費負担の適用を受ける手続等をしていても選挙の結果、法第93条の規定によって候補者に係る供託物が没収されることとなったときは対象から除かれます。

(2) 業者等に直接支払われること

町からの支払は、業者等の請求に基づき、直接業者等に対して行います。

また、支払の時期は選挙期日後で、供託物没収関係が確定した日以後となっていますので、契約のときにこの旨業者等に説明してください。

(3) 公費負担は一定の限度額以内であること

公費で負担する額は、それぞれについて一定の限度額が定められています。したがって、契約の合計額が限度額を超えたときは、その超えた額については、候補者の負担となります。

なお、それぞれの限度額は後述する各項で説明します。

3 選挙運動用自動車の使用の公営

法第141条第1項の規定による選挙運動用自動車の使用に関する公費負担の適用は、契約の種類によって次のとおり区分して定められています。

(1) 一般運送契約の場合

一般運送契約とは、道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者として国土交通大臣（運輸大臣）から許可を受けている業者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）と契約する場合で、選挙運動用自動車及びこれに供給する燃料並びに運転手を一括して契約する方法です。一般的にはタクシー又はハイヤー等の借上げの契約がこれに該当し、この場合の公費負担の方法は次のとおり定められています。

ア 業者等の制限

契約する業者等は、一般乗用旅客自動車運送事業者に限られます。

イ 届出等の手続

- (ア) この契約を締結した候補者が委員会に提出する書類には、「自動車の使用の契約届出書」(様式第1号)及び契約書等の写しが必要です。
- (イ) 公費負担の対象となる台数は、1日につき1台です。したがって、同一の日において2台以上の使用の契約をしたときは、候補者はいずれか1台を指定してください。
- (ウ) 委員会に(ア)の届出をしたときは、「自動車使用証明書(自動車)」(様式第10号)を契約した一般乗用旅客自動車運送事業者に提出してください。

ウ 公費負担限度額及び支払請求

- (ア) この契約によった場合に公費で負担する額は、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対して支払うべき金額(その金額が64,500円を超える場合には、64,500円が1日当たりの限度額)の合計額です。
- (イ) 当該一般乗用旅客自動車運送事業者が町に支払請求をするときは、「請求書(自動車の使用)」(様式第15号)に前述イの(ウ)により候補者から提出を受けた「選挙運動用自動車使用証明書(自動車)」(様式第10号)を添付のうえ行うこととなります。

(2) 選挙運動用自動車の借入れ契約の場合

前記(1)と異なり選挙運動用自動車のみ借入れる契約をした場合に、その借用料を公費負担する場合で、次のとおり定められています。

ア 業者等の制限

この契約の場合の相手方は、当該契約業務を業としない者であっても差し支えありません。したがって、自家用自動車を国土交通大臣(運輸大臣)の許可を受けて貸しているいわゆるレンタカー業者と契約することもできますし、自家用車を所有している知人等とその車を借り入れる契約をすることもできます。

しかし、当該契約業務を業としない知人等と契約した場合においては、その知人等が当該候補者と生計を一にする親族であるときは、公費負担の適用の対象とされません。

イ 届出等の手続

- (ア) この契約を締結した候補者が委員会に提出する書類としては「選挙運動用自動車の使用の契約届出書」(様式第1号)及び契約書等の写しが必要です。
- (イ) 公費負担の対象となる台数は、1日につき1台です。したがって、同一の日において2台以上の使用の契約をしたときは、候補者はいずれか1台を指定してください。
- (ウ) 委員会に(ア)の届出をしたときは、「自動車使用証明書(自動車)」(様式第10号)を契約した業者等に提出してください。

ウ 公費負担限度額及び支払請求

- (ア) この契約によった場合に公費で負担する額は、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対して支払うべき金額（その金額が 16,100 円を超える場合には、16,100 円が 1 日当たりの限度額）の合計金額です。
- (イ) 当該業者等が町に支払請求するときは、「請求書（自動車の使用）」（様式第 15 号）に前述イの(ウ)により候補者から提出を受けた「自動車使用証明書（自動車）」（様式第 10 号）を添付のうえ行うこととなります。

(3) 選挙運動用自動車に使用する燃料の供給契約の場合

選挙運動用自動車の走行に必要な燃料の供給契約をした場合に、その燃料代を公費負担する場合で、次のとおり定められています。

ア 業者等の制限

前記(2)のアと同様です。

イ 届出等の手続

- (ア) この契約を締結した候補者が委員会に提出する書類としては、「選挙運動用自動車の使用の契約届出書」（様式第 1 号）及び契約書等の写しが必要です。
なお、前記 1 届出等の手続(3)でも説明しましたが、例えば毎日異なる燃料供給業者等と供給契約をした場合は、その都度届出等の手続をすることとなりますので、可能な限りあらかじめまとめて契約するのが便利です。
- (イ) 委員会に(ア)の届出をした後、その業者等から燃料の供給を受けた場合はさらに、「自動車燃料代確認申請書」（様式第 4 号）を委員会に提出し、供給を受けた当該燃料代が次項ウで説明する公費負担の限度額以内である旨の「自動車燃料代確認書」（様式第 7 号）の交付を受けてください。
- (ウ) 委員会から前記「自動車燃料代確認書」（様式第 7 号）の交付を受けたときは、契約した業者等にこの確認書及び「自動車使用証明書（燃料）」（様式第 11 号）を併せて提出してください。

ウ 公費負担の限度額及び支払請求

- (ア) この契約によった場合に公費で負担する額は、7,700 円に当該候補者の立候補届出の日から選挙期日の前日までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、かつ、前述イの(イ)により委員会が確認した金額です。
- (イ) 当該業者等が町に支払請求をするときは、「請求書（自動車の使用）」（様式第 15 号）に、前述イの(ウ)により候補者から提出を受けた「自動車燃料代確認書」（様式第 7 号）及び「自動車使用証明書（燃料）」（様式第 11 号）を添付のうえ行うこととなります。

(4) 選挙運動用自動車に使用する運転手雇用契約の場合

選挙運動用自動車の運転のため運転手雇用契約をした場合に、その雇用代を公費負担する場合で、次のとおり定められます。

ア 業者等の制限

前記(2)のアと同様です。

イ 届出等の手続

(7) この契約を締結した候補者が県委員会に提出する書類としては、「選挙運動用自動車の使用の契約届出書」(様式第1号)及び契約書等の写しが必要です。

(イ) 公費負担の対象となる人数は、1日につき1人です。したがって、同一の日において2人以上の運転手と雇用契約をしたときは、候補者はいずれか1人を指定してください。

(ウ) 委員会に(7)の届出をしたときは、契約した運転手等に「自動車使用証明書(運転手)」(様式第12号)を提出してください。

ウ 公費負担限度額及び支払請求

(7) この契約によった場合に公費で負担する額は、選挙運動用自動車の運転手として運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額(その報酬の額が12,500円を超える場合には、12,500円が1日当たりの限度額)の合計金額です。

(イ) 当該運転手が支払請求するときは、「請求書(自動車の使用)」(様式第15号)に前述イの(ウ)により候補者から提出を受けた「自動車使用証明書(運転手)」(様式第12号)を添付のうえ行うこととなります。

(5) (1)の契約とともに(2)、(3)、(4)の契約をした場合

同一の日(1)の一般運送契約を締結するとともに(2)の自動車の借入れ又は(3)の燃料の供給若しくは(4)の運転手の雇用の契約をも締結した場合(例えばハイヤーとレンタカーを同一の日(1)に使用する場合)には、候補者が指定するいずれか一の契約が公費負担の対象となります。

4 選挙運動用ポスターの作成の公営

法第143条第1項第5号の規定による選挙運動用ポスターの作成に関する公費負担の適用は、次のとおり定められています。

(1) 業者等の制限

契約する業者等は、ポスターの作成を業とする業者に限られます。

(2) 届出等の手続

ア この契約を締結した候補者が委員会に提出する書類としては、「ポスター作成契約届出書」（様式第2号）及び契約書の写しが必要です。

イ 委員会にアの届出をした後、その業者から作成したポスターの納品を受けた場合は、さらに「ポスター作成枚数確認書」（様式第5号）を委員会に提出し、作成したポスターの枚数が公費負担の限度枚数（候補者1人につき、ポスター掲示場数×1）の範囲内である旨の「ポスター作成枚数確認書」（様式第8号）の交付を受けてください。

ウ 委員会から前記「ポスター作成枚数確認書」（様式第8号）の交付を受けたときは、契約した業者にこの確認書及び「ポスター作成証明書」（様式第13号）を併せて提出してください。

(3) 公費負担の限度額及び支払請求

ア ポスター作成に係る公費負担の限度額は、契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（限度額あり）に作成枚数（確認枚数）を乗じた金額ですが、今回選挙においては、次のとおり算出されます。

公費負担の対象	作成限度枚数	単価の限度額
選挙運動用ポスターの作成費用 （長さ42センチメートル、 幅30センチメートル以内）	掲示場数	$(541円31銭 \times \text{掲示場数} + 316,250円) \div \text{掲示場数}$ 【注意】1円未満の端数は切り上げます
【参考】掲示場数を36か所とした場合 $(541円31銭 \times 36\text{か所} + 316,250円) \div 36\text{か所} = 9,326.03円$ →9,327円 単価の限度額9,327円、作成限度枚数36枚 公費負担の限度額 $9,327円 \times 36\text{枚} = 335,772円$		

イ 当該業者が支払請求するときは、「請求書（ポスターの作成）」（様式第16号）に、前述(2)のウにより候補者から提出を受けた「ポスター作成枚数確認書」（様式第8号）及び「ポスター作成証明書」（様式第13号）を添付のうえ行うこととなります。

5 選挙運動用ビラの作成の公営

法第142条第1項第3号の規定による選挙運動用ビラの作成に関する公費負担の適用は、次のとおり定められています。

(1) 業者等の制限

契約する業者等は、ビラの作成を業とする業者に限られます。

(2) 届出等の手続

ア この契約をした候補者が委員会に提出する書類としては、「ビラ作成契約届出書」(様式第3号)及び契約書等の写しが必要です。

イ 委員会にアの届出をした後、その業者から作成したビラの納品を受けた場合は、さらに「ビラ作成枚数確認申請書」(様式第6号)を委員会に提出し、作成したビラの枚数が法定枚数(公職の候補者一人につき、1,600枚)の範囲内である旨の「ビラ作成枚数確認書」(様式第9号)の交付を受けてください。

ウ 委員会から前記「ビラ作成枚数確認書」(様式第9号)の交付を受けたときは、契約した業者にこの確認書及び「ビラ作成証明書」(様式第14号)を併せて提出してください。

(3) 公費負担限度額及び支払請求

ア ビラ作成に係る公費負担の限度額は、契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価に作成枚数(確認枚数)を乗じた金額です。

公費負担の対象	作成限度枚数	限度額 (単価)	公費負担の限度額
選挙運動用ビラ(2種類以内)の作成費用 【規格】長さ29.7センチメートル、 幅21センチメートル(A4版)以内	1,600枚	7円73銭	7円73銭 ×1,600枚 =12,368円

※選挙管理委員会が交付した証紙を貼った2種類以内の選挙運動用ビラの作成に係る費用のうち、1枚当たりの単価限度額と配布できる枚数により算出されるビラ作成費用限度額の範囲内で公費負担します。

※新聞折込、候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内、街頭演説の場所

イ 当該業者が町に支払請求をするときは、「請求書(ビラの作成)」(様式第17号)に、前記(3)により候補者から提出を受けた「ビラ作成枚数確認書」(様式第9号)及び「ビラ作成証明書」(様式第13号)を添付のうえ行うこととなります。